

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めたいと思います。司会進行は、堺支部第2刑事部畑山が務めます。拙い進行になろうかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

では、まず、法曹関係の参加者から自己紹介をお願いしたいと思います。裁判官の方からでよろしいでしょうか。

大寄裁判長：第1刑事部の合議A係で裁判長を務めております大寄と申します。本日はこのような形で裁判員の経験をされた方々の御意見を伺う機会に恵まれてまして、ありがたく感じています。一日、よろしく願いいたします。

山上検察官：検察官の山上です。私自身、この後、恐らく話がされるであろう事件についても立会いを何件かさせていただきまして、こういう意見交換会という機会自体に参加させていただくのは初めてなんですけども、ほんとに楽しみにしておりました。皆さん、是非、きたんのない御意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

西村弁護士：弁護士の西村健と言います。よろしく願いします。私は裁判員裁判を2件担当させてもらいまして、1件は重大事件、無期の求刑で無期の判決でしたので、今日、皆さんのお話をお伺いできると聞いて、参考にさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

司会者：ありがとうございます。さて、今回の意見交換会のテーマは重大事件の審理、評議についてであります。本日、お集まりの皆様方はいずれも死刑や無期懲役という重い刑を言い渡したり、あるいは、間接事実の積み重ねで被告人が犯人かどうかを判断するという、重たい事件を担当されております。

そこで、今日はそういった皆様の御経験を踏まえて、裁判員を務めた際の精神的な負担やそれに対する配慮の在り方、そういった事柄について御意見を伺いたいと思っております。その前に、まずは皆様から自己紹介など兼ねまして、お一人ずつお話を伺いたいと思います。皆様、失礼ながら番号でお呼びいたし

ます。

1 番の方は去年の 3 月に強盗殺人未遂という事件を担当されました。この事件は被告人が殺意を持って被害者の首を絞めて、気絶させて、現金などを奪い取ったけれども、殺害には至らなかったという事案です。

この被害者の方は当時、86 歳の女性でありまして、被告人は事件当時、こういった高齢者を対象にいわゆるオレオレ詐欺などの犯行を重ねていたという人物で、被告人はオレオレ詐欺の事件をしていたというのは認めていたんですが、この強盗殺人未遂については身に覚えがないとして犯行を否認していました。

判決では、検察官が主張、立証したとおり、被害品と一緒に発見された紙片から被告人の指紋が出てきたことだとか、付近の防犯カメラに被告人の車が映っていたといった間接事実の積み重ねで被告人が犯人と認定しています。量刑につきましては、判決の中では、単なる偶発的な事件ではなく、オレオレ詐欺などの延長上で、被害者の生命までないがしろにした卑劣かつ悪質な犯行であるということで、検察官の求刑どおり懲役 15 年の判決を言い渡しております。

裁判員経験者 1：初めて裁判員裁判に参加させてもらって、裁判ってというのがどういうことかっていうのを全然ドラマでしか見たことなく、ほんとに参加させてもらって、よく分かったので、今日、参加させていただきたいと思いました。

司会者：2 番さんは去年の 4 月に殺人事件を担当していただきました。事案の概略を説明させていただきますと、被告人が隣人の内縁夫婦を包丁で突き刺して殺害したという事案であります。この被害者のうちの男性の方は、日頃から騒音問題などについて周辺住民らに強い口調で苦情を言うようなことがあって、被告人もそのことで不満や恐怖心を抱いていたようです。事件当日も、父親が厳しく注意されたということをきっかけに、とっさに殺意を抱いて、自宅から包丁を持ち出して、その男性を数回突き刺して殺害してしまった。さらに、近くにいた女性が悲鳴を上げたのを聞いて、その女性も包丁で突き刺して殺害し

てしまったという、二人を殺害した事件です。

この事件では、弁護人は、特に後の女性殺害の点について、極度な興奮状態にあったので、心神耗弱だと主張されたんですけども、判決では、精神科医の証言に基づいて、正常な精神状態にあったと認定しています。

量刑について、判決の中では、二人殺害の重大事案であるということに加えて、被告人は、追い詰められた心境にあったとはいえ、やはり短絡的な事件であること、反省の様子は認められるけれども、いまだに嫌がらせを受けていたと思いついて、資質や性格上の問題も根深い、遺族の処罰感情も厳しいと、そういったことを指摘して、これも検察官の求刑どおり無期懲役の判決を言い渡しました。

裁判員経験者 2：初めて裁判員裁判の通知が届いたときに、私自身、子供が二人いるので、周りのサポートがあるかどうかとか、そういう確認を取るのに少し心配もあったんですけども、周りの協力を得て、今回、参加させてもらいました。やっぱり難しい事件だったので、テレビを通しての世界の裁判を自分が裁く側にいてるっていうのが、何か少し不安とほんとにそれでいいのかなっていう心配などあったんですけども、しっかりと話を聞いてもらったり、教えてもらったりして、今は、裁判員として裁判に参加させてもらったことはすごくいい経験になったと思っています。

司会者：続きまして3番さんに移りたいと思います。3番さんは、去年の5月から6月にかけて、強盗殺人事件を担当していただいています。この事件は被害者の御夫婦の頭部を鈍器のような凶器で殴打して殺害し、ロレックスの腕時計などを奪い取ったという事件であります。この事件、被害者の方の御遺体が事件の約5年後に、ドラム缶に詰められた状態で発見されたということで、社会にも注目された事件であります。

この事件でも、被告人は身に覚えがないとして犯行を否認しておりました。判決では、検察官の主張、立証を大筋で認めまして、一つには、遺体発見現場から被告人の指紋やDNAが多数出てきておりまして、被告人が被害者の遺棄

に關与したと認められること、また、被告人が被害品の腕時計を質入れなどしていること、そういった間接事実の積み重ねで被告人を犯人と認定しています。

そして、刑について、被害者2名殺害の強盗殺人事案という重大な事案であることに加えまして、動機が身勝手なこと、強固な殺意に基づいて、何のためらいもなく被害者を即死させた非人間的で冷酷な犯行であること、生命軽視の度合いは計画的な強盗殺人ともそんな色がないということ、更には、事件後、罪証隠滅だけでなく、ロレックスを狙った窃盗事件なども繰り返して反省がないこと、こういった事情を指摘した上で、死刑の判決を言い渡しております。

裁判員経験者3：私も初めて裁判員として裁判に参加することになったんですけど、最初はとても気が重くて、どうしようかなみたいな感じだったんですけど、子供にも、いい経験やからしっかり頑張っておいでって言われて、参加させていただきました。途中、期間もかなり長かったんで、随分悩んだりとかもあったんですけど、今考えてみたら、やはり、前の方が、おっしゃってたみたいがいい経験させていただいたかなとか、今まであんまり考えることのなかったそういう事件にもちょっと興味を持ったりして見るようになったんで、自分の中ではやっぱりいい経験になったかなっていうのは思いました。

司会者：4番さんは今年の4月に、先ほどの隣人の2名の方を殺害した事件を担当していただきました。

裁判員経験者4：私も裁判員制度の裁判に参加するのは初めてなんですけども、参加するまで考えてましたのが、よく報道などで心神耗弱状態にあったから責任能力がないっていう、もちろん法的な、専門的な知識がない状態でそういうニュースを見てたときに、正常な精神状態でないからこそ犯罪を起こすんやっというふうにそれまで思って裁判員に参加しました。

もう少し法律的なこと、刑法の定めなども勉強しないといけないのかなというふうに反省をしております。そういう意味もあり、今日はまた勉強させていただきたいと思ひまして参加しました。よろしくお願ひいたします。

司会者：5番さんは、去年の3月に先ほどの強盗殺人未遂の事件を担当していただきました。

裁判員経験者5：私も本当に法律のことなんか全く分からないど素人なのに、裁判とかを拝見させていただいて、ほんとにきちんと検察官の方とか、一杯調べられて、裁判長の方も裁判官の方もすごく私たちに丁寧に、論理的に教えていただいて、こういうふうにして進められていくんだなっていうのがすごくよく分かって、ほんとにそういうのが分かっただけでもよかったというのを言おうと思って参加させていただきました。

司会者：それでは、今回、重大事件の審理をしたということで、特に精神的な重圧ですね、死刑、無期といった重たい事件、あるいは難しい判断をすることについての不安や精神的な負担、そういったものがなかったか、あるいは、それに対する裁判所や裁判官としての配慮が十分だったかどうか、そういったところの御意見を伺いたいと思っております。

裁判員経験者4：私が担当させていただいた事件の現場が、ほぼ通勤経路上にありまして、毎日、ここであった事件やってというのが今でもやっぱりその前を通ると、この奥に入っていったところなんやとかっていうふうに思うんですが、先ほど、重大事件を担当することになって、いろんな大変なことがある中で、裁判所や裁判官の皆さんの配慮は十分ですかという問いがあったんですけども、私はすごく、予想以上に十分な配慮を頂いたと思っています。私は確かに食欲がなく、2日か3日ぐらいは、ちょっとあんまり御飯食べたくないなというふうに思った、最初の方は思ったんですけども、非常に丁寧にさせていただいたんで、そういう負担はだんだんと軽減されていってよかったんですけども、ただ、一点、通勤経路上に現場があったということが、やっぱり今でも思い出すきっかけになってるところがありまして、そこまで考えて裁判員の方を決めていくっていうことはできないとは思いますが、そのところだけがちょっと今でも思い出すなってところです。

判決としては、裁判長はじめ皆様の法的な、専門的なアドバイスも頂きなが

ら、これ以上の結果はないというふうに思ってますし、それを決めたことに対しては、非常に責任あることを決めたんやなという自覚はあります。

司会者：1番さんも、どんな気持ちになられましたでしょうか。

裁判員経験者1：犯人って言いますか、被告人の方と直接、質問したじゃないですか。そのときには、きつとした目って言うんですか、それが今でも道で多分会ったら、その人だと分かるっていうほど、強烈な印象っていうのがあるんです。

私の場合はオレオレ詐欺で、キャッシュカードの後始末をどうしたんですかって尋ねたときに、堂々と答えるんですよ、破って、細かく切って、それを何とかした、どういうふうに捨てたっていうのを、その堂々とした顔がやっぱり浮かぶって言うんですか、そういうのは思い出す場合があります。もし会ったらどうしようと、向こうは多分覚えてないと思うんですけど、そういうところがちょっといつも何か残ってる感じです。

裁判員経験者2：私は殺人っていう事件で、よくテレビでやってる死体の写真とか、そういうのは全くなくて、でも、凶器として使われた包丁は回ってきたので、興味っていうか、せっかく回ってきたからっていう意味で、取って、見てしまったっていうたら変な表現かもしれないですけど、見て、そのままその日は家に帰ると、包丁を持って料理をするときに、これでほんまに人を殺せるのかなとか、何かそういうふうに考える時間っていうか、なぜあの人はこういう家にあった包丁で人を殺そうと思ったり、殺せたのかなとかっていうふうに何か考えてしまいました。

また、遺族の方のがっかりした顔とか、そういうのは少し頭に残っています。

司会者：いろんな精神的負担があったかと思うんですけれども、私どもとして何ができたか、それなりに配慮させていただいたつもりなんですけど、他にこういうこともあってもいいんじゃないかというようなことを教えていただければと思います。いかがでしょうか。

私どもの方では、審理の間中、いろんな雑談などを通じて、ちょっと気分が

悪くなった方とかがおられないかどうか注意しているつもりですし、幸い、今まで皆さん、前向きに参加していただいて、特に不安を抱いてる、審理途中に不安を抱いてる方は特におられなかったと私どもは認識してたんですけれども、その辺は大丈夫だったでしょうか。気付かずに、他の裁判員の方はちょっと大変だったような様子とか、特にございませんでしたですか。

裁判員経験者 1：それはなかったと思います。

裁判員経験者 2：私のほうもそれはなかったと思います。

司会者：あと、私どもで何ができるかですけれども、例えば他の裁判所では、裁判が終わった後、何か月かたった後にお手紙を書いたりとか、お電話をしたりして、今、どうですかというふうなことをお聞きしてるというふうに向ってるんですが、そういった事件後の配慮っていうのは、あった方がよろしいでしょうか。

裁判員経験者 1：それは個人的にはっていうのがあるんですが、個人によって違うと思います。

裁判員経験者 4：先ほど通勤経路のお話をしたんですけれども、被告人は懲役刑についておられると思うんですけれども、御家族の方が裁判の法廷に来られて、顔も合わしてる中で、被告人のお父さんであるとか、被害者のお父様、お母様、御兄弟の方とか、例えば、歩いてると、会う可能性っていうものがあるなとふっと思ったんですね、裁判後に。

会えば、あちらさんは気が付かないかもしれないけども、こちらは気が付くなど。実際、その裁判の期間中もお昼御飯を食べに行きましたら、同じ食堂の中に被害者の方の御家族の方が来てはるわと、ばったり会ったんですけれど、その点について、会ってもどうってことはないんですけれども、そういうものに対して、裁判所であるとか、そういったところって配慮できればいいんでしょうけど、具体的にそういう配慮ってできるものかなという可能性については疑問を持っています。

司会者：裁判所は基本的には出入り自由という体制になっておりまして、特段の

ボディチェックだとかはしてないことではありますが、ただ、例えば、死刑判決を言い渡したときは、言渡し後に顔を合わさないように少し時間をずらしたりとか、そういった配慮はさせていただいたように思います。

裁判員経験者 3：私の担当した事件は、結局、最初は無実か、有罪かっていう、そこから始まって、ものすごく考えることが多くて、すごいみんなもやっぱり悩んだりして、休憩時間とかもちよっとどんよりしたりとかっていうのもあったんですけど、裁判官の方がすごい配慮をしてくれて、空気をいいようにしてくれたりとか、すごい気さくに話を一杯してくれて、救われたなってみんな話してました。

司会者：ありがとうございます。精神的負担という点では、今回、お集まりの皆様が深刻な負担までは抱かなかったけれども、一つは事件の場面を思い出したりとか、あるいは、被告人や事件の関係者と後で顔を合わせることで少し不安になるということのようではありますが、裁判所側の配慮の在り方としては、特に皆さんは不満に思われたことはなかったということによろしいでしょうか。

(裁判員経験者の方々はうなづく。)

大寄裁判長：質問させていただきたいんですけども、事件が分かって、こんな事件なのかと聞いたら、心が重くなると、精神的な負担を感じるということが普通であろうというふうに思うんですが、3番の方が、気さくに裁判官が話してくれたり、気持ちや和らいだところがあるというようなお話も頂きましたけれども、裁判所、裁判官の働きかけ以外に、こんなふうに考えてみたら精神的負担が気付いたらあんまり負担だと感じなくなっていたとかというようなことのエピソードがあれば、どんな事件の話でも構わないので教えていただけませんか。

司会者：裁判所に皆さんが来ていただく段階では、まだどんな事件を担当するかとお知らせしてなくて、来てから、あるいは審理が始まってから、初めてこんな事件だっていうのが分かってくるというのが、皆さんにとっての事件の出会い方だと思うんですけども。

裁判員経験者 1：評議とか、ちょっと休憩が挟んだりしたときに、裁判長の方と裁判官二人の方がプライベートな話を一杯してくれはって、それで何か和気あいあいと和んでいったっていうのはものすごいあります。

司会者：いろいろなお話をするというのが、メンタルな面ではいいかもしれないですね。どうしても守秘義務というものはあるんですけども、これは飽くまでも評議の中でどんな意見を言ったかを他に言わないということですから、裁判の中で、特に法廷でどんな出来事があったかっていうのは、これはもう誰にお話ししても大丈夫ですし、そういったお話をして、日々暮らしておられたということですね。

裁判員経験者 2：裁判長の方とか裁判官の方は、普通のところからしたらすごく高い位置に、遠い存在っていうか、すごい存在っていうか、そういうふうに最初、感じて、この裁判のいろんな話合いとかに入っていたんですけども、やっぱりいろんなことを分かりやすくかみ砕いた状態で教えてくれて、それを私たちが理解して、ほんとに段階を踏んでくださったので、やっぱり話をしていたただくのが、私たちにとってはすごく大切なことだったんじゃないかなと思っています。

大寄裁判長：物事の理解が深まるのにつれて、精神的な負担は減っていくと、そんな感じですかね。

司会者：次は審理の中での検察官や弁護士の主張、立証が分かりやすかったかどうかということについて、御意見を伺いたいと思います。

山上検察官：専門的な方の証人尋問、例えば、指紋の鑑定の証言とか、証人尋問があったと思うんですけど、そのときに、当然、時間の兼ね合いもあるので、前提の部分と言うんですかね、知識の部分をどこまで証人の方に聞いて、皆さんに理解していただく方がいいのか、その辺は端的に、もっと入っていった方が分かりやすいのか、いろんなことを考えながら質問していったんですけど、指紋の比べ方で、実際は写真を見て比べるんですけど、特徴点がどうのこうのっていう話があったんですけど、その前、一応、ドラマとかでは何か画面が、指

紋と指紋が重なるような場面があるけど、それは実際にはしてないんですよ
というような質問をあえてして、皆さんに誤解のないようにということでも
もらったんですけども、そういうようなのは、配慮としてどうだったのか、
もうちょっと分かりやすい、もうちょっと時間を掛けて、専門的な前提の部分
の話をした方がいいのか、そんなのは別になくて、もっと端的にしてもらって、
中身の方をもっとやってもらった方がいいとか、その辺の意見があれば、伺い
たいと思いますが、どうでしょうか。

司会者：他の強盗殺人未遂とか、強盗殺人事件では指紋とかDNAが大きな問題
になって、警察官とか、詳しいお話を伺いました。それが分かりやすかったか
どうかということですけども。

裁判員経験者3：やっぱり私たちは、一般的にはテレビドラマなんかでしか知識
はあんまり得てないんで、実際に指紋の照合とか、手掌紋とか、そういうのが
なかなか証拠として使用できないものもたくさんあるとか、そういうのはやっ
ぱり詳しく説明していただいて初めて分かったことで、使える指紋と使えない
指紋があるとか、素人考えで言うと、もっと簡単に、触ったら指紋が出るん違
うのみたいな感じで、出なかったとか、証拠にしなかったとかいう件数の多さ
に初めびっくりしたんですけど、詳しい説明とか聞いて、ほんとはこういうふう
になってたんやなって分かって、それはすごくよかったです。だから、
割と説明していただけて助かりました。

司会者：5番さんも指紋の事件でしたよね。指紋については分かりやすかったで
しょうか。

裁判員経験者5：分かりやすかったです。ほんとにあんな説明していただかない
と全然分からないので、説明していただいてよかったです。

山上検察官：殺人事件の方では責任能力という非常に難しい言葉というか、難し
い用語が出て、あの辺は私らの方もかなり先生から話を聞くのは難しいんです
けども、どこまでどうかみ砕いて説明するのか、また正確性を欠くとまた誤解
を招きますし、この辺、どこまでを、分かりやすさと正しさと正確性ってい

うのはどこまでするのかなというのは常に疑問というか、自問自答しながらやってるんですけども、皆さんも多分、私たち以上に恐らくその言葉が分からないなっていうことがあると思うんですけど、言葉とか専門用語とかは、何か例えば一覧表を配るとか、そういうことをしといた方がいいのか、やっぱりその都度、その都度、先生がしゃべった言葉を、それはどういう意味ですかみたいな話でした方がいいのか、その辺、常に悩んでるところではあるんですけども、どんな感じなんですかね。

裁判員経験者 4：精神科医の話は端的に説明をされてて、我々にも非常に理解しやすい話で、その先生の話聞いて、非常に分かりやすく、よかったです。

山上検察官：あと、証拠を説明する段で、供述調書というのを朗読する場面もあったと思うんですけども、朗読は分かりにくいものか、文章の内容によっては朗読でも十分分かるという感想をお持ちなのか、やっぱり朗読だけだとちょっと分かりにくいですというふうになるのか、その辺はどんな御意見、御感想をお持ちでしょうか。

司会者：証拠書類の中の供述調書ですね。今回、お集まりいただいた方に担当していただいた事件では、供述調書というのはほとんどありませんでした、強盗殺人事件の中で、若干ガレージの経営の方だとか、質屋さんの供述調書というのがあったぐらいかなと思うんですけども、覚えておられる感じで、調書の朗読を聞いて理解できたかどうか、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：私はあんまり何かややこしくなったとかいう記憶がないので、割とすんなり聞いてたんじゃないかなと思います。

司会者：私どもの基本的な方針としては、人の話は法廷で直接聞くということで、捜査のときの調書というのは、3番さんが御担当の事件のように、周辺的な事柄について補足的に聞くという場面でだけ使うようにして、供述調書で事件の争点を決めるというようなことはできるだけしないように心掛けています。皆さんが御担当いただいた事件は、大体そういう方針で進めていってるのかなと思います。

検察官も今は証人尋問で、まず立証するというスタンスでおられるんでしょうか。

山上検察官：そうですね。原則として、重要な部分は証人尋問です。あと、場合によって、被害者の方の御負担とか、証人の方の御負担によっては、できれば供述調書でということを考えることはあるのかなというふうに思っておりますが、基本的には原則というか、争いがある部分は証人尋問でというふうには思っています。

西村弁護士：まず一つ目がですが、一般的なことなんですけども、よく、裁判員の方のアンケートで、終わった後、書かれたと思うんですが、そのアンケートの分析を見ますと、残念ながら検察官の方が主張とか、立証とか分かりやすい。だけど、弁護人の方は分かりにくいっていうのが比較的多いんで、この皆さんの事件でどうだったかっていうところと、それと、こうした方がよかったんじゃないかと、弁護人に何かアドバイスがあれば教えていただければなと思うんですけど、いかがでしょうか。

司会者：私の方で事前にアンケートを見直させていただいたんですけども、御指摘のとおり、検察側は割と「分かりやすい」に丸が付いてるんですが、弁護士さんの方は「普通」か、「分かりにくい」のところ丸を付けてる方が多かったように思います。

皆さんのほうで、特に弁護士の法廷での訴訟活動について、疑問に思ったこと、あるいは、逆にここはよかったというところもあろうかと思いますが、そういうところを御指摘いただけますでしょうか。

裁判員経験者 1：弁護士さん二人、私の場合は付かれてたんですけど、検察の方が聞かれたときと、それに弁護士さんが答えられてはるんですけど、何を答えはんのかちょっと全然分からなかったんですよ。何を尋ねてはるかもちょうと分からなくて、検察官の方はすごかったんですよ、的確に聞いているというのが分かったんですけど、それに対して弁護士の方が、どういうふうな弁護してるのかっていうのが。全然筋違いのことを聞いているん違うんかなって、ほ

んとに素人ですので分からなかったんですけど、それはもうほんとに痛切に感じました。

西村弁護士：多分，証人尋問でしょうかね。

裁判員経験者 1：はい，多分。

裁判員経験者 2：私が担当させてもらったときは，ちょっと弁護士があたふたされてる場面があったのは確かかなっていうふうに記憶に残ってます。やっぱり，弁護士は悪いことをした方の弁護なので，刑を軽くするじゃないですけども，こういう理由があるからこうなったんだよっていうことをすごく一生懸命，私たちにも説明してくださってたんですけども，何かどう言っているのか分かんないんですけど，普通に考えたら悪いことをしたのは犯人の方だから，そういう回りくどく説明してはったのが，何かちょっと分かりにくかったかなっていうふうに思いました。

裁判員経験者 3：私のときは，弁護士の方は4人いてはったんですけど，一人，何かめっちゃ声が小さい人がいて，何を言ってるか分からなくていらいらしたんですね。それが一つ，分かりにくかった点と，あと，資料としてもらった紙をただひたすら読んでるっていう方，それも，もらった紙を読んでもだけやから，自分で読んだ方が早いんちゃうみたいな気がしました。検察官の方はちゃんと会話をしてるというか，訴えかけてくるっていう感じで，話をしてるっていう感じでこっちも受け止められたんですけど，弁護士の方は，私のときは，ちょっと何を聞いているのかも分からないし，何が言いたくてその質問をしたのかも分からないことが多々あって，いったい，この弁護士の方は何を目的にしゃべっているのかなっていう，分かりにくい部分がちょっとありました。

裁判員経験者 4：私のときも弁護人はお二人いらっしゃったんですけど，確か我々参加したのが5回だったと思うんですね。割と短い方なんかだと回数的に思ったんですけど，何かあらかじめこの事件でこの状態だったら，ここら辺に落ち着くやろうなっていうことを想定して，そこへ持っていくための御発言っていうのがその弁護人の方の発言に感じました。ここら辺りに持っていくのが我

々の仕事というところで、何か落としどころって言うんでしょうかね、何かそういうものを感じました。

裁判員経験者 5：二人いらっしやって、何かすごくずっと資料をめくってる場面がすごく印象に残ってるんですけど、やっぱり何か分かりにくかったです。

司会者：皆さんのお話を伺ってますと、まず、何をアピールしたいのかというかはっきりさせて、何のために質問してるのかということが分かるようにしてもらいたいということでしょうか。

西村弁護士：検察官はA3の紙で、カラーを使ったりしているんですけども、弁護士の方が読み上げの原稿をお渡しする以外に、パワーポイントとかを使ってる場面があるかと思うんですが、そのパワーポイントを御覧になったときに、検察官のA3の紙と比べてどちらが分かりやすかったとか、検察官みたいにした方がいいだとか、その辺りについて御意見があればお聞かせいただけませんか。

司会者：事件の資料では、強盗殺人未遂の事件と、強盗殺人は紙ベースで、隣人殺人事件はパワーポイントの画面でやってるようですね。特にパワーポイントについての御感想をお願いします。

裁判員経験者 2：ちょっとその部分の記憶が曖昧なんですけれど、何か写経っていうのはすごく覚えてるんです。正直、それは必要なみたい。写経って言われたら、私たちは一生懸命念を念じるなり、その人の思いを込めて書いたっていうのが写経と思ってたら、嘆願書とかもあったかもしれないですけど、それは要らなかったかなっていう感じです。

裁判員経験者 4：全体的なことはよく記憶してるんですけど、そういう場面、映している場面っていうのが余り私も覚えてなくて、インパクトがやはり法廷の中で過ごした時間の中で、被告人であるとか、被害者の家族であるとか、子供さんの話とかっていうところのインパクトが強すぎて、弁護人が説明するときに行った行為というのが印象に残りにくい自分の精神状態だったかなと思います。平生にそれを見せていただくと、ふむふむと思ったかもしれないですが、

あの場へ行くと、そういう温度差があって、記憶にあんまり残ってないです。一つだけよく覚えているのは、事前に弁護士が被告人の家族や、被告人に会われて、話をする中で、こういうふうにしましょうかというそのお話をされてたことはよく何か伝わってきました。

司会者：プレゼンテーションの点では印象には残ってなくて、むしろ中身に疑問に思うというようなところもあったということでしょうか。

西村弁護士：もう一つなんですけど、これはふだん私たちは悩むんですが、特に犯人性ですね、犯人でないとやってるときに、もし仮に有罪になった場合には、その刑っていうのが問題になるんですけども、犯人でないとやってるので、この人はこういう人だって、被告人はこういう人なんだよ、いい人だったんだよと、過去はこうだったよということがなかなか言えないんですね。犯人ではないから、弁護人としてはそういう情状立証って言うんですけども、そういうことがなかなか出せないんです。特に3番さんの場合、最後に、事件についてひと言弁護人が言ってるんですけども、いろいろもう少し過去の生い立ちとか、出していたらどうなったかっていうのは、結果、分かりません。結果、結論は一緒になったかもしれませんですけども、ただ、なかなか出せないんですけども、その辺についてどのようにすればよかったとか、その辺について教えていただければなと思います。

司会者：裁判の中では、自分は犯人でないと主張していて、だから、量刑上で有利な事情について、弁護士から何も主張が出なかったというところで、刑を定める上で被告人の人となりとか、そういうことについてどう考えたかということです。3番さんの事件では、特に被告人が黙秘をして、何も語らなかったということがありましたですね。被告人が黙秘したということで、刑を決める上で影響はありましたか。

裁判員経験者3：刑を決める上で、被告人の性格とか、そういうのはやっぱり考慮してはいけないとは思ってたんですけど、裁判中に、私じゃなく裁判官の方が、体を気遣われるような質問をしはったんですけど、そのときも黙秘します

みたいな感じで。やっぱり黙秘権っていうのは大切に、被告人のちゃんとした権利だとは思いますが、黙秘をする内容とかについても、もうちょっと弁護人の方とかと話し合いとかもなかったのかなとか思って、この質問には答えられないけど、そういうのに差し障りない範囲でなら答えるとか、そういうところをもうちょっと考えたらっていったら何なんですけど、もうちょっとあってもよかったんじゃないかなっていうのはあります。

司会者：それでは、次の話題事項は、審理や評議の日程に過不足だとか無理を感じなかったらどうかということについて、意見を伺いたいと思います。

皆さんが、御担当された事件で、どれくらいの日数を掛けたかということをお紹介しておきますと、まず、3月の強盗殺人未遂事件は、審理、評議の日程は全部で7日間、審理の初日から最終日までの審理期間で言いますと、14日間ということになります。

次に、4月の隣人殺人事件ですと、審理の日数は6日間、審理期間は11日間ということになります。この事件は、前半5日間は連続日程だったんですが、最後の判決の日だけ、弁護士の都合により、日にちが空いてしまったという事情です。

一方、3番さんが御担当いただいた、強盗殺人事件は大変長い審理になっています。審理、評議の日程は全部で15日間あります。審理の初日から最終日までの審理期間は38日間です。この事件は、基本的には月水金の週3日ペースで進めております。また、実際来ていただいたのは15日なんですけれども、予備の日も2日設けたりしまして、かなりの御負担をお願いしたところでもあります。

平成25年の全国統計によりますと、否認事件の場合は、全体で10.6日、開廷の回数で言うと、5.6回というのが平均だそうです。この平均からすると、いずれも皆さん、若干長めの審理、あるいは大幅に長い審理を担当していただいたということになります。この審理日程でよかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 3：裁判員をしてるときは、自分の担当してるのが、そんなに長いほうだという認識がなくて、他の裁判を知らないじゃないですか。それで、途中で、他は1週間ぐらいで終わるのもあると聞いて、私の担当してる事件が長いんだっていうのを初めて分かったんです。やっぱり内容が内容で、難しかったというのもあるので、自分の中でも、ちゃんと納得ができるだけの審理をちゃんとしたいというのがあって、最終的に思いを残すような判断をしたくなかったんで、これだけの長い日数は必要だったのではないかなというのは思います。おかげさまでやっぱり、私の場合は、ちゃんと考えに考え抜いて、時間をゆっくり取れたもんで、悔いのない決断を下すことができたと思っています。

司会者：こういった長い事件の場合、お仕事だとか御家庭だとかの調整がなかなか大変だったのかなと思うんですが、その辺りはどうでしたでしょうか。

裁判員経験者 3：私は一応、勤めに出てるというか、自宅で仕事してる関係上、時間を空けるのは、自分では割とできたのはできたんですけど、やっぱり、期間が長かったんで、ちょっと途中で仕事がすごく忙しくて、眠れない日とかも出てきたりとかもしたんですけど、そのときは、しんどいなというのもあったんですけど、今考えてみたらよかったかなという。これ以上日数が空いて、もっと長くなると、やっぱりかなりしんどかったと思うので、このぐらいのスケジュールでするぐらいが一番いいんじゃないかなと、私は思います。

司会者：月水金と週3日ペースというのでやってみたんですが、実はこれ、珍しい方で、大体週4日ぐらいとかというのが統計的には多いんです。かなり余裕を持って入れたほうではあるんですが、ちょうどよかったか、あるいはちょっと全体の日数が長くなってしまったか、その辺りはどうでしょう。

裁判員経験者 3：仕事と両立で、やっぱり家の仕事もあるし、週3日以上だと、私はちょっとしんどかったなと思います。私としては、行かない日のうちに、家の用事とか自分の仕事を片付けることができたので、週3日ぐらいのペースで助かったかなと思います。

司会者：他の方は、逆に重大事件をするのにこれだけで十分だったかどうかとい

う観点もあろうかとは思いますが。いかがでしょうか。

裁判員経験者 4：私が担当した事件は、やったかやらないかということが争点ではなく、責任能力があるかないかということに絞られてたんで、期間的には十分だったかなと思うんですけども、争わなくていいっていうところがもうひとつピンと来なかったという感じはありましたので、もう少し時間があってもよかったかなというふうに思っています。

司会者：4番さんが御担当の事件は、隣の人を殺害してしまった事件で、誰が犯人かはかなりはっきりしていたということで、そこはほとんど審理の中では触れずに、争点と量刑に時間を掛けたというところでしたが、初めて担当すると、なぜそこがさらっとなるのかっていうのが疑問に思ってしまうということですね。

裁判員経験者 4：そうですね。

司会者：その点がクリアできれば、日程的にはそれほど疑問はおありでないということですか。

裁判員経験者 4：はい、ちょうどいいと。

司会者：間接事実で認定するという、1番さん5番さんの事件ではいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 1：自分はやってないっていう被告人のあれを積み重ねていって、判決っていう形になりましたので、評議のときに、何か流れるように、どういう形で判決をするのかっていう方に持っていかれたので、そんなもんやと。これぐらいの日程でっていうのは、何か納得したんですけど。

司会者：説明を受ければ、特に違和感は感じなかったということでしょうか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：その2点について、当事者の立場からはどうでしょう、私が聞いている限りでは、最近の事件、どんどん長くなっていっている。恐らく、弁護士が担当されたときの事件も、長い時間やられたのかなと思うんですけども。

西村弁護士：私が扱った事件は、ちょっと特異かもしれませんが、犯人であ

ることも争い、責任能力も争ったという事件であり、そのときの裁判所は、まず犯人かどうかということについて審理を行って、そして犯人かどうかについて、まず評議を行い、それから責任能力について審理を行い、そして責任能力があるかどうかについて評議をして、その後、刑を決めることについての審理を行って、最後決めたと、評議が真ん中に入ってたんですね。

例えば、責任能力、恐らく、そこまでやる事件であったかどうかというのが、この事件、三つの事件であるかどうか分かりませんが、例えば、分けて評議をしていくというような、大きな塊ごとに分けて評議をしていくということであったら、どうだったかなということなんですけど、その辺り、例えば責任能力であれば、責任能力についてだけ判断して、それから刑について判断していくという、先に評議をそこで決めてしまうというやり方はいかがかなと。やっていらっしゃらないんで、多分、想像つかないかもしれませんが、その辺りについて、もう少しめりはり付けた評議っていうのはなかったんじゃないかというのが、もし御意見があればお聞かせいただければと思うんですけど。

司会者： 私たちも事件によっては、そういう進め方をすることもあって、ただ、皆さんに御担当いただいた事件は、犯人かどうかと刑をどうするかというところ、割とはっきりしてたので、一気に進めたというところかとは思いますが、でも。例えば、犯人かどうかだけ先に審理をして、結論を決めて、また法廷に戻って、刑をどうするかについて、当事者の主張立証を聞いて、また刑について議論すると、そういう進め方、想像つくかどうか、比べてどうかということでしょうか。

裁判員経験者 1： それやと、とても長くなるんじゃないんですか。

司会者： 事件、やり方によって長くなるかもしれません。

裁判員経験者 1： 犯人を、こういうのであなたは犯人なのではないのですかというやり方だと、普通の日程と言ったらおかしいんですけど、長くなるんじゃないんですか。裁判ってそんなに長くやるものじゃないんじゃないかなと私は思うんですけど。

司会者：今回の事件では、3番さんに御担当いただいた事件、これは強盗殺人の他に窃盗の事件があつて、それについては、裁判官だけで先に審理をして、結論を決めて、大事な殺人の事件だけ裁判員に来ていただいたと、そういった工夫はさせていただいています。

審理日程については、審理の充実と、皆さんの御負担の兼ね合いで、今後ともいろんな工夫はさせていただこうかと思っております。

次に、被害者や遺族の御意見などについて、どうお感じになったかということについて、意見をお聞きしたいと思います。

まず、それぞれの事件でどうだったかということをお私の方から簡単に御紹介いたしますけれども、まず強盗殺人未遂事件につきましては、割とあっさりしておりまして、審理の最初の方に、被害者の息子夫婦が証人として出て、その事件当時の被害者の様子などを主に御証言いただいた後に、被告人には厳罰を求めますというのをおっしゃったかと思えます。

一方、隣人殺害事件の方では、被害者お二人のそれぞれの遺族が被害者参加と言いまして、直接法廷に遺族が来られた。さらに、その遺族に弁護士が付いてという形で裁判に参加されております。その上で、被害者御遺族御本人と、あと、弁護士が審理の最後の方で意見を述べられて、いずれも極刑を希望するという厳しい意見を述べられております。判決の中でも、遺族らが極めて厳しい処罰意見を表しているのも十分理解できるし、尊重すべきであるというのは説明をしています。

また、強盗殺人事件におきましても、被害者の遺族の方お二人が被害者参加ということで法廷に来られました。この事件ではまた審理の最後の方で、遺族の方二人の証人尋問と、さらに他の遺族の方二人が意見陳述をされて、いずれも極刑を希望するということを述べられてます。また判決の中でも遺族らが被告人の極刑を望んでいるのは当然であり、その心情は十分に尊重されるべきであるというふうに説明しています。

そういった被害者遺族らの声を法廷で聞いて、それをどうお感じになったか

ということを皆さんの感想などをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私が担当させてもらったのは、被害者の方の御家族だったり息子さんだったりとかが、感極まりながら、迫力のある、訴えかける、力強いメッセージを私たちにすごく話をされてたのは印象に残ってます。

司会者：2番さんと4番さんが御担当していただいたその事件では、そうですね、被害者が非常に強い意見を述べられて、先ほども4番さん、そういう意見があって弁護士さんの弁論が印象に残らなかったという。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：被害者のお言葉は、十分理解ができたということで、今、2番さんの方では、最後の判断は冷静にできましたでしょうか。

裁判員経験者 2：はい、大丈夫でした。

司会者：3番さんはいかがだったでしょう、3番さんの事件でもやはり、遺族の方は厳しいことをおっしゃってたかと思いますが。

裁判員経験者 3：私のときも、また被害者の息子さんと娘さんが法廷でおっしゃってたんですけど、やっぱり自分の親がこんな姿で発見されて、自分がこんなに冷静に法廷で話ができるかなって思うぐらい、すごい抑えてしゃべってはったように思って、やっぱり、遺族の方の痛みとかつらさっていうのが、すごい伝わってきて、ちょっと、じわっと、つらかった記憶が残っています。

司会者：やはり、直接話を聞くと、それだけ伝わってくるものが大きいと。ただ、最後は冷静に判断はしているということでしょうかね。

裁判員経験者 3：はい、大丈夫です。

司会者：次の話題は、被害者の遺体写真を見ること、あるいは見なかったことについてどう感じたかということです。

これも、まず実際の事件でどうしたかというところを御紹介しておきますと、まず、強盗殺人未遂事件については、未遂ということで、特にショックの大きい証拠はなかったかと思います。

また、隣人殺人事件につきましても、この事件では遺体写真は調べておりません。ただ、お話にありましたように、凶器の包丁を調べておりますが、アクリルケースに入れた状態で、順々に手に取って回していただいたという方法を採用しました。

一方、強盗殺人事件では、最終的には遺体の写真を法廷で取り調べております。まず、審理の初日、遺体の発見状況ということで、ドラム缶を順に開けていくような写真を取り調べていったんですが、その段階では、遺体写真そのものは取り調べませんでした。証拠調べの最終日に、結論的には遺体写真を取り調べております。その際は、最初に白黒写真をまず写し出して、その後、カラー写真を展示するという順番を採っております。

また、法廷でも説明したとおり、取り調べるかどうか決めるに先だっては、裁判員の皆さんの意見を聞いた上で、積極的に見たいという方もおられましたし、逆に、見たくはないという方は特におられなかった、そういったことも考慮した上で、取り調べることに決めております。またこの事件では、被害者のかたの頭蓋骨のCT画像だとか、あとは遺体発見現場に残された血痕といったような写真も取り調べておりました、かなりショックの強い写真なども、この事件では取り調べました。

こういった遺体写真を見ること自体についてはどう思うか、あるいは見たこと、あるいは逆に見なかったことが判断にどう影響を及ぼしたのかと、そういうことについて、皆さんの御意見を伺えればと思っております。

裁判員経験者3：最初に遺体の写真を見るかっていうことを質問されたんですけど、やっぱり正直、すごく悩んで、見るか見ないかっていうことをすごく悩んで、裁判官の方とかも、すごいちゃんと説明してくれたし、実際、法廷でその写真が画面に映し出されるような形になったんですけど、最終的に、見るか見ないかっていう判断も、自分でちゃんとできるように、すごく配慮していただけたので、できる限りの配慮はしていただけたんじゃないかなと思います。

遺体の写真とかの証拠写真なんかも、やっぱり事件の内容によっては、見た

方がいいというか、その方が判断ができるっていう考えの下で見せていただいたので、その後、体調が悪くなったりとかいうこともなかったですね。

司会者：この事件では、特にそういう方はおられなかったと認識しています。

裁判員経験者 3：はい、なかったし、実際、このとき、最低限のを見たんで、それをクリアできたんじゃないかなというのは思いました。

司会者：私の場合は、割と裁判員にも、見たいか見たくないかということをして前にお伺いするようなことが多いんですけども、逆にそういう聞き方をしても、断れないというようなことも出てくるのかなということもあって、聞くこと自体もどうかないところもあるんですが、どうでしょうね、意見は聞いた方がいいんでしょうかね。

裁判員経験者 3：そうですね、やっぱり聞いてもらった方が、自分で覚悟を決められるっていうか、いきなり出される方がやっぱりショック大きいと思うので、やっぱり心の準備ができたというのは、よかったかなと思います。

何となくそのとき見ようと思ってても、土壇場でやっぱり、やっぱりやめようっていうときは、画面を隠したりとかいうことができたので、最終的に、本当に自分の自己判断で見ることができたと思います。

司会者：実際見る見ないかの最終的な判断は、裁判官の責任でしなければならないことなんですけども、裁判員の意向を確認して、自分の判断で見ると決めたときは、割と、自分で決めたことだからという感じになって、ショックも和らぐということがあるということでしょうか。

他の方には、審理の中では、遺体写真を見ていただくという場面はなかったんですけども、何か御意見とかありますでしょうか。

裁判員経験者 4：私の場合は、直接その御遺体の写真を見るという場面はなかったんですけども、その事件現場の御説明などを頂くときに、図と言うんでしょうか、絵、イラストと言うんでしょうか、この隣の家がこういうふうにあって、ここから出てきはって、ここに二人が立っててっていうのを、絵で見たんですけども、例えばああいう場面でも、できるのかできないかですけども、実際

に裁判所の関係者の方か何かが、被告人ですみたいなこと、よく見る場面としては、こういうふうに、その被害者は立ってはりました、その現場で。被告人は、本人じゃなくてももちろんいいです、別の方でも。この位置に立ってはりました。ここより出てきましたという、そういう状況の写真なんかがあると、より理解ができたと思います。

司会者：遺体写真とまではいかないまでも、再現写真などで、事件のイメージをつかむようにしたいということでしょうか。

あと、2番さんは、最初の方で包丁で、多少残るものがあったというような趣旨のことをおっしゃってましたですけども、包丁、あるいは現場の、血が飛び散ってるような写真なんかもあったかもしれませんが、そういったところの、やはり配慮みたいなことは、私どもも必要でしょうか、どうでしょうか。

裁判員経験者2：私自身、その包丁を見ただけで、私の性格なのかも分からないですけど、それを引きずることはなかったので、特に、自分自身負担に感じることはなかったんですけども。

司会者：遺体写真の取扱い、請求する側の検察官の立場から何かありますでしょうか。

山上検察官：非常に難しい問題だと思っております、当然、裁判員の方の御負担、精神的ショックというのも考えないといけませんけれども、他方では、うちの方としても、適正な量刑という上では、必要不可欠ではないかという事案もあると考えてますので、本当に今後というか、こういうのを積み重ねていただいて、どういうのが一番ベストな方法なのかなというのを考えていきたいなとは思ってるんですけども、なかなか、本当難しい問題だなというふうに常に思っています。

西村弁護士：その意味では、2番さん、4番さんは御遺体の写真じゃなくて、何か図か何かを御覧になってるんですかね。それとも、単に審理、亡くなられたということだけ。というのは、この方も、何回か刺されているので、すると、強盗殺人事件の御遺体と同じぐらいの結構、凄惨な傷が付いてると思うんです

けども、その辺り、何もなくて、想像か何かで判決されたとか、その辺りで
すね。実際は、図か何かがあったんですか、写真か。

司会者：遺体の人体図で、どこにどういうけがをしたかということ、きちんと
立証してもらったかと思います。その凄惨な写真というのは、その事件では取
り調べませんでした。

西村弁護士：その上で、それで証拠として十分だったのか、その辺りはいかがで
しょうか。それ以外、踏み込んでやっぱり、実際の写真を見ればよかったとか、
その辺りはいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：私の記憶では絵で、例えば、刺し傷がこことこことここにあり
ましたみたいな感じで、チェックが入ってましたので、それが本当の遺体写真
であっても、イラストであっても、今回は同じように受け止めることができた
かなというふうに思っています。

司会者：遺体写真でなくても、先ほど4番さんがおっしゃったような、再現写真
だとか、そういった証拠で、事件自体の悲惨さ、凄惨さは十分理解できると、
そういうことでよろしいのでしょうか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：最後の話題事項になりますけれども、評議の場で悩んだり、負担を感じ
る、重たい判断をすることについて、どうでしたでしょうかということであり
ます。この評議の中では、場面は大きく分けては二つあると思います。犯人か
どうかを決めるという事実認定の場面と、死刑か無期かといった量刑の場面か
と思います。事実認定の点では、やはり間接事実の積み重ねで犯人かどうかを
認定する、これも刑事裁判の中で一番難しい事柄だと言われております。

結論的にはいずれも有罪と、犯人だという認定になっているんですけども、
中身はともかくとして、その話合いのプロセスですね、進め方だとかについて、
あるいは意見が言いやすかったかどうかといったところについて、ここは率直
に、改めるべき点は改めたいと思いますので、御意見を伺えればと思います。

ここも、どんな事柄でも結構ですけれども、皆さんから何か御指摘いただけ

ますでしょうか。

裁判員経験者 2：どのタイミングで見たかは忘れたんですけども、今回私が担当したのは、二人の方が亡くなる事件では、大体こういうふうな判決が出てますよっていう、今までの事件の結果とか、事件の経過とかは教えてもらったんですけども、一般的な考えだったら、人を一人殺してしまったら、死刑というところが、私は今まで、そうじゃないのかなっていうふうには、テレビやニュースなどを見てたんですけども、二人を殺しても死刑にはならない、無期ぐらいなのかなとか、やっぱり事例を先に見てしまうと、自分の関わってる事件の結果が何か先に出てしまうかなっていうのは、少し思ったところがあります。

司会者：量刑検索システムでグラフのようなものをお示ししたということですかね。

おっしゃっていただいたとおり、刑を決める評議の中で、今までの裁判例というのを皆さんに御紹介してると思います。今の2番さんの御発言の中では、それを見ると、もう結論を決めてしまうようなところがあるんじゃないかという御指摘もあったんですけども、皆さんの裁判例を見るということについて、感想をお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 4：2番さんと同じ事件なんですけども、多分途中で、他の判例は、二人殺したらこうですよみたいな、真ん中辺りでお聞きしてるんですけども、そこへ至るまでの間、いや、これは極刑かな、いや、でも、これは大変なことやなっていうのがあって、一般的にもお二人を、すごく凶悪な殺し方であるとか、何か計画的に犯行を行ったとかでなければ、無期懲役という判例もありますよとお聞きしたとき、ほっとしたんですね。人の生き死にを判断しなくてはいけないかなと思ってたところが、無期懲役もあるという、自分の中ではほっとしたんです。

裁判員というのは、法の素人の人間が参加して、事件を見たときに、一般の人が感じることと、法律の専門家の方が判断することとの間に、多分差がある

んだらうなと感じたんですね。その判断の差をまず、ある一定のどこまで行って、差があるんやっていうところから議論をスタートする、もう少し後でもよかったかなという気がしています。

司会者：裁判例の紹介自体は、どの事件もやってるところなんですけど、他の事件を担当された方、その裁判例を見たということについて、まず御感想というか、印象的なところをお話しただければと思います。

裁判員経験者 5：裁判例、どんな事件だったら何年とかいう評定のあれを見せていただいたから、参考にはなりました。

司会者：3番さんの事件でも、裁判例をかなり詳しく御紹介したと記憶しております。紹介の仕方とか、よかったでしょうかね。何か、影響とか及ぼさなかったでしょうか。

裁判員経験者 3：私の場合、判決を決めるときには、すごいいろいろ悩むんで、やっぱり、裁判例なんかを話してもらったことが参考になったりとか、考える材料になったりしたんで、話を聞くことがすごいよかったと思います。

時間がもっとあったら、もっと他の話もいろいろ聞きたかったぐらいで、やっぱり、判断する材料は、少しでも自分の中にあった方がいいかなというのを思いました。余り自分がそういう知識がないというのを、すごい感じたので、そういう時間があれば、もっといろんな事例とかを、私は聞きたかったかなというぐらいなんです。

司会者：裁判例を見るということについては、何かお感じになったことはありましたでしょうか。

裁判員経験者 1：こういうもんやと思って、ずっといろんな話を聞いてましたので、余りそういうのは深く思いませんでした。

司会者：判断の材料にはなるということでしょうかね。あと、示すタイミングだとか、示し方、そこはまだ工夫の余地もあったかもしれないと。

裁判員経験者 1：うっ血した被害者の方の写真を大写して見たんですけど、1週間ほどの入院だけで退院したっていうのを、その証拠写真っていうのを見せて

もらったから、何年も前の事件だったみたいなんですけど、そういうのが参考になりました。

司会者：先ほど、遺体写真の関係でもありますが、その事件ではその写真を見て、それで、犯行のイメージが持てて、それが刑を決める上でも大事だったと。今までの裁判例よりは、事件自体ということになるんでしょうかね。

この裁判例を重視することがいいのかどうかということは議論になっているかとは思いますが。

裁判例と言いましても、もう裁判員制度も5年近く積み重ねてまして、これまでおよそ3万5000人ぐらいの裁判員が判決をしてきた、そのデータが検索システムに入っているということで、これは裁判官だけで決めてるというわけじゃなく、かなりの重みがあると思っていまして、それで皆さんにお示ししているというところでありまして。お示しすること自体はよろしいでしょうかね。

2番さんと4番さんのお話の中で、少し示し方、示す時期、それから、もったこうした方がいいかもしれないということがあるんでしょうか。あと、評議の進め方自体で、意見をもっと言いやすくするために、こういうふうにしてもらいたかったとかいうところを教えてくださいませんか、評議の進め方自体はいかがでしょうか。

私自身も、いつも同じ方法で、検察官の主張と弁護士さんの主張のキーワードをホワイトボードなんか書き出して、それを見ながら自由討論で、どうしましょうというような形で進めていって、今日と同じように皆さんからいろんな意見を出していただいているんですけども、これできちんと皆さんの意見が出せているか、もっと工夫の余地がないかどうか、そこを教えてくださいませんか。何かありますでしょうか。

裁判員経験者1：裁判員の補充裁判員の方が、2名いらっしゃいますよね。あの方も、もっと評議のときに中に入って、活発に意見を言うってことはできないのでしょうか。意見をたまに聞かれてるんですけど、少なかったように思うんですけど。

司会者：どうしても法律上の仕切りというものはあるんですが、でも、同じ仲間として、最後まで裁判させていただいてるという気持ちでやらせていただいています。

あと、評議の在り方について、何か皆さんの方から御指摘は、ありませんでしょうかね。

裁判員経験者 4：私のケースですと、補充員の方も、積極的に意見を求められれば言われる方ばかりでしたので、全員の意見が反映されたかなというふうに思っています。それと、裁判長を含め、裁判官の方、全部で3名同席されてて、法の専門家である裁判官の方であっても、おっしゃってることは同じなんですけれども、話し方であるとか、その話すプロセスであるとかが違って、ああ、そういう言い方で割と違う印象、同じことを言っても違う印象を受ける。だから、広い視野で法の専門家の方の意見が聞けたというところで、裁判官の方が3名入られてたというのがよかったなというふうに思っています。

司会者：あと、何か皆さんの方で、この機会に何か、これだけは言っておきたいようなことはありますかでしょうか。

裁判員経験者 5：評議のときに、最後の方で、無記名で投票って言うんですか、意見を出し合ったとか、ああいうのはすごくよかったなと思います。

司会者：私どもも、できるだけ意見は出しやすいように、いろんな工夫をさせていただいているところであります。皆さんには御理解いただけたのかなというところで思っております。

報道関係の方からは何か御質問はありますかでしょうか。

記者：死刑や無期懲役といった、とても重い刑を判断するに当たって、判断材料として、公判の中で、もっとこういったお話が聞きたかったとか、こういった証拠が見せていただければよかったとか、そういった御意見がありましたら、教えてください。

司会者：いかがでしょうか。重たい刑を決める上での判断材料、法廷の中で、他にこんなのがあったらいいんじゃないかというものがあるかどうかですが。

裁判員経験者 4：先ほど発言した内容に、多少重なる部分ですけども、例えば殺人事件を扱ったテレビドラマを見ていたら、こいつは絶対死刑やと思ったり、そのアリバイとかも、目に見えるものってというのは、すごく自分にとってインパクトが強くて、考える余地なく、その結果が見えてくるっていうところがあるんですけど、実際の裁判、我々のときには、特にそういう御遺体の写真とかはなかったの、絵とかお話とか図とかで想像するわけです。そうすると、何か人によって、若干ばらつきが出るかなといったところで、先ほど、再現写真のようなものがあると、真っ暗な中を被告人の方が走ってきたのか、明るい広々としたところを走ってきたのか、見通しの利くところだったのか、そうでなかったのかってというのが、我々にもよく伝わって、判断の助けになるのかなっていうふうに思います。

裁判員経験者 3：被告人の話を、裁判のときに聞きたかったなっていうのは、最後の最後まで、すごく思いとして残ってしまって、黙秘権というのもある、仕方がないというのも分かってるんですけど、やっぱり、こういう重い判断をする上で、やっぱり被告人は、無実を主張してはったんで、本当、真っ向勝負みたいな形になってたんで、特に被告人の話し声を、やっぱり聞きたかったなっていうのが、すごく思いの残った部分に感じました。

裁判員経験者 2：私の担当した事件の被告人も口下手な方で、余り自分を語らない方だったので、その方が考えてることとか、本当はそのときどういうふうに思ったのかとか、文字では弁護士の方とかに、聞くっていうか、知ることはできたんですけども、本人の口からの気持ちってというのは、少し少なかったかなってというのは思いました。最終日のときに、何かメモ書きのような感じで、それを読み上げされたので、もう少し早くに、そういうふうに自分の気持ちを整理して、私たちに教えてほしかったなっていうのもありました。

でも、それも踏まえて、判決を出すまでには、いろんなことを考えたので、重たい判決を出したけれども、自分一人ではなく、みんなで考えたっていうのが、やっぱり大きかったなというふうに感じます。

司会者：ちょうど時間となりましたので，これで意見交換会を終わりたいと思います。

以 上